

2023年3月30日

株式会社ハハハラボ

代表取締役 臧 懐剛 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 藤井 克裕

【連絡先（事務局）】担当：北村
〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室

TEL. 06-6920-2911 FAX. 06-6945-0730

E-mail : info@kc-s.or.jp

HP: <http://www.kc-s.or.jp>

再申入書

当団体は、貴社に対し、2022年9月1日付お問合せを送付しておりましたが、その後、2022年11月29日付で、貴社より、回答書一式を受領しました。ご対応いただきありがとうございます。

当団体において、貴社からの回答書一式を検討しましたが、貴社の広告画面について景品表示法及び特定商取引法上の問題があるとの判断に至り、下記のとおり再申入れをいたします。

つきましては、本書に対する貴社の回答を、2023年4月28日までに、書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。貴社の誠実かつ迅速な対応をお待ちしております。

なお、既に貴社に連絡しておりますとおり、本書につきましては、公開の方式で行わせていただきます。したがって、本書の内容、及びそれに対する貴社の回答の有無とその内容等は、全て当団体ホームページ等で公表いたします。

記

第1 申入れの趣旨

貴社の販売する商品(JOMOTAN)に関する通信販売サイト(スマホ版:https://hahaha-laboratory.jp/lp/BHN2/?gclid=CjwKCAiA9NGfBhBvEiwAq5vSy-5KJAKf7PP-wxp3p7hFfrvZy3rn9eAT77NLDM3ScUGXJ601qqPRcRoCq4wQAvD_BwE PC版、タブレット版についてはアドレス摘示を省略します。)における下記の表示①及び②は景品表示法30条1項2号に定める有利誤認表示に該当すると考えられますので、表示①についてはその停止を、表示②については総額表示をするよう申し入れます。

「大好評につき在庫が非常に少なくなっています」「お早目のご注文をお願いいたします」
「初回キャンペーンは予告なく終了させていただく場合がございます」「初回価格が9480円もお得」(2+1本トクトクコースの場合は「初回価格が28960円もお得」)
「通常価格9980円」(同「通常価格9980円×3本」)「1本トクトクコース初回限定価格」(同「2+1本トクトクコース特別価格」)「実質無料」(同「980円」)と表示を行うこと。…①

ご注文フォーム内のご注文内容確認欄に総額表示をしていないこと。…②

第2 申入れの理由

1 はじめに(有利誤認表示)

景品表示法30条1項2号の「有利誤認表示」とは、商品・役務につき不特定多数の一般消費者に対して提示された表示・広告内容の中で、その取引条件が、実際のものよりも著しく有利であると表示され、または他の同種または類似の商品・役務を供給している他の事業者のものと比較して著しく有利であると誤認される表示であって、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものと規定されています。

「著しく有利」とは、「当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される限度を超えて、一般消費者による商品・サービスの選択に影響を与える場合」(消費者庁・不実証広告ガイドライン)であり、「一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害」とは、当該商品等についてかかる虚偽・誇大な広告内容が存在しなければ、平均的な判断能力を有する消費者であれば当該商品等を選択しない可能性があるという程度に自主的・合理的な選択の判断に影響する事柄であることを指します。

2 上記表示①及び②について

(1) 二重価格

上記通販サイト上の表示について継続的に確認したところ、少なくとも2年以上前から上記表示①及び②がなされています。

かかる購買価格の表示方法は「同一の商品について最近相当価格（最近相当期間にわたって販売されていた価格）とはいえない価格を比較対象として用いる」ものとして、いわゆる「二重価格表示」に該当する可能性があると考えられます（消費者庁「価格表示ガイドライン」参照）。

貴社は9980円の「通常価格」による販売実績もあると主張されるかもしれませんが、上記通販サイト上ではコース特典として「2回目以降もずっと約40%OFF!」と表示されているため、実際には「通常価格」によるコース購入者はほとんどいないと思われます。したがって、「大好評につき在庫が非常に少なくなっています」「お早目のご注文をお願いいたします」「初回キャンペーンは予告なく終了させていただく場合がございます」「初回価格が9480円もお得」等という上記表示①により、現在の有利な条件は期間が経過すると無くなってしまい、在庫が非常に少ない現時点においてのみ著しく有利な価格で購入出来るとの誤解を一般消費者に与え、その合理的判断の機会を失わせる点で、有利誤認表示に該当することは明らかです。

（2）打消し表示

上記表示①による価格で購入するためには、定期購入という条件があるにもかかわらず、その打消し表示が不十分であるため、一般消費者を、定期購入という条件なしに初回の特別価格で購入できると誤認させて定期購入をさせる点も問題です。

この点、上記表示①の下部や「お申込の前に必ずご確認ください」と表示されている枠の中に、※の記号と併記して、定期購入が条件であることや、途中解約する場合に支払うべき価格等の打消し表示が記載されています。

しかし、これらの打消し表示は、初回の特別価格が大きな文字で、かつ、目立つ色（赤色や黄色）で表示されているのと対照的に、スマートフォンでは拡大表示させないと判読できないほどの小さな文字で、かつ、他の表示に比べ目立たない色（黒色）で表示されており、打消し表示の内容を一般消費者が正しく認識できないと考えられます。

加えて、上記表示②のとおり、ご注文フォーム内のご注文内容確認欄には総額が表示されておらず、打消し表示の内容と矛盾していることも、一般消費者の誤認に拍車をかけています。

したがって、上記表示①及び②により、特段の条件なしに、初回購入であれば無料（2+1本トクトクコースの場合は980円）で購入でき、かつ、気に入らなければそれ以上の購入を強制されないとの誤解を一般消費者に与え、その合理的判断の機会を失わせる点で、有利誤認表示に該当することは明らかです。

3 結語

以上の理由により、上記表示①及び②は景品表示法における有利誤認表示に該当しますので、表示①についてはその停止を、表示②については総額表示をするよう申し入れます。

なお、上記表示①及び②は、通信販売において、商品の売買契約を二回以上継続して締結する必要があるときはその旨及び金額、契約期間その他の販売条件について、著しく事実に相違する表示、または有利であると人を誤認させる表示に該当し、誇大広告等の禁止を定めた特定商取引法12条にも違反することを申し添えます。

以上